

Title	西ドイツにおける企業間結合の構造： 金融機関と非金融企業との連累関係の分析を中心として(宇治順一郎教授退任記念号)
Sub Title	Die Struktur der Unternehmensverbindungen in der Bundesrepublik Deutschland(In Honour of Professor Junichiro Uji)
Author	植竹, 晃久(Uetake, Teruhisa)
Publisher	
Publication year	1985
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.28, No.5 (1985. 12) ,p.129- 151
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19851225-04053869

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究
28 卷 5 号
1985 年 12 月

西ドイツにおける企業間結合の構造

——金融機関と非金融企業との連累関係の分析を中心として——

植 竹 晃 久

はじめに

私は、今日の発達した資本主義経済のもとでの企業間の結合関係、とりわけ大規模金融機関と非金融大企業との結合関係を解明していくことを当面の研究課題としているが、そうした研究の一環として、本稿は西ドイツにおける企業間結合の状態を分析・検討していこうとするものである。

大規模金融機関（とりわけ大銀行）と大規模産業企業との結合関係については、O. ヤイデルス (O. Jeidels, 1905), J. リーサー (J. Riesser, 1910), またかの R. ヒルファルディング (R. Hilferding) の古典的な金融資本規定、さらには W. ハーゲマン (W. Hagemann, 1931) といった先達をはじめとして、これまでも少なからぬ研究が蓄積されてきていることは周知のとおりであるが、現在の時点でみて、この両者の関係はかならずしも一義的ではなく、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本等々において、それぞれの国のおかれた客観的諸条件によって、したがってまたその発展段階によって、それぞれ少なからず異った様相を呈しているといつてよい。

また、今日では、従来の金融資本的視点に代えて、新しく銀行の情報流通にたいする結節点機能を重視する見解など、それ自体としては興味深い、しかし多分に問題を含んでいると思われる見解もみられるなかで、新たに検討されるべき課題も少なくない。今日の発展段階のもとで、金融機関と産業企業との具体的な結合関係について改めて分析していくことが必要とされる所以である。

そこで、この間の事情を各国別に具体的に比較・検討していくにあたり、まず、この面では歴史的に一つの代表的な状況を呈してきた西ドイツをとりあげ、そこでの企業間の結合関係、就中、大規模金融機関と大産業企業との結合関係について若干の考察をくわえていくこととしたい。

1. 西ドイツの大規模企業

西ドイツにおける大規模企業の内部構造や相互の結合構造については、従来かならずしもまとめ

った調査がなされてこなかったのであるが、周知のようによりやく近年に至って同国の独占委員会 (Monopolkommission) がある程度系統的な調査・分析を実施するようになった。とりわけ、われわれにとって関心のあるのは、同委員会がほぼ継続的に行っている巨大企業の結合構造の分析、具体的には西ドイツ上位100大企業の結合関係 (Verflechtungen der „100 Größten“) に関する分析である。

同委員会は、全産業部門を貫いた上位大規模企業の比重を明らかにするために各部門に共通な規模指標として付加価値基準を採用し、その額の多い順に上位100大企業を確定している¹⁾。それによると、1982年にこの上位100社は合計2,086億8,700万DMの付加価値をあげており、その全企業に占める割合は19.0パーセントであった。この割合は1978年が19.2パーセント、1980年が19.4パーセントとなっており、したがって西ドイツの上位100大企業はほぼ20パーセント近くのウエイトを占めているといつてよい。

このうち、最上位の10大企業をとりあげてそのウエイトの推移をみると、1970年時点では6.54パーセントの水準であったものが、10年後の1980年時点では7.43パーセントにまで上昇している。最近の1982年についてはやや低下して7.26パーセントとなっているものの、国際通貨危機の進展やいわゆるオイル・ショックを含むこの10年間に、巨大企業は西ドイツ経済に占めるそのウエイトを大幅に高めてきているとみることができよう。

こうした上位企業の占める割合を部門ごとに売上高基準 (ただし金融機関については貸借対照表価額、また保険業については保険金払込額) によってみると第1表のとおりである。これによると、部門によってかなりの相違がみとめられ、商業や交通・サービス業では上位企業のウエイトが比較的低位であるのにたいし、金融機関や保険業のシェアは高くなっている。また対象企業数が異って

第1表 部門別上位企業の比重

(単位: 100万DM, %)

	製造業 (100大企業)		商業 (20大企業)		金融機関 (10大機関)		保険業 (10大企業)		交通・サービス業 (10大企業)	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
1978年	494,322	36.6	100,502	11.1	754.8	37.3	32,513	37.5	22,384	7.8
1980年	622,812	37.0	114,518	10.7	883.2	36.9	40,823	38.5	27,819	7.9
1982年	722,521	39.6	128,250	11.3	992.4	35.8	47,371	37.1	31,420	7.8

- (注) 1. 製造業、商業、交通・サービス業は売上高による。金融機関は貸借対照表額、また保険は保険金払込額による。
2. 金額は100万DM単位。ただし、金融機関については10億DM単位である。
3. Monopolkommission, Hauptgutachten 1982/1983(1984), S. 75~85の資料から作成。

1) 独占委員会は、1982年の報告書から、それまでの売上高基準に代えて付加価値基準を主要基準として採用し、これを1978年まで遡って算定しているが、そのメリットとして、付加価値が企業の経済活動をより直接的に表示し、とくに金融力の表示に勝っている点、また信用機関や保険部門を含めて、あらゆる産業部門に共通して適用可能である点を指摘している。Monopolkommission, Hauptgutachten 1982/1983, „Ökonomische Kriterien für die Rechtsanwendung“, 1984, S. 73

いるとはいえ、製造業の上位企業のシェアも40パーセント近くの高率を示している。

このように、数の上からいえばごく少数の企業が全経済においてきわめて大きな比重を占め、しかも戦後の過程でそのウェイトを高めてきたとあってよいのであるが、それでもアメリカの超巨大企業とくらべると個々的にはなお少なからざる懸隔がみとめられる。ちなみに、1982年時点の売上高でみて、自動車部門ではアメリカのGM社の約600億ドルに比し、西ドイツのDaimler-Benz社は約160億ドル、Volkswagen社が約154億ドル、また電機部門ではアメリカのGE社の約265億ドルに比し、西ドイツのSiemens社は約170億ドル、化学部門でもアメリカのDuPont社の約333億ドルに比し、西ドイツのHoechst社は約144億ドル、Bayer社は約143億ドルとなっている²⁾。もっとも戦後の成長率からすれば、総じて西ドイツ企業の方が格段に高く、その分彼我的格差も縮ってきていることは周知のとおりである。

ところで、企業の規模基準としては、以上の付加価値基準のほかに売上高基準や従業員数基準が一般的であるが、そうした諸基準にもとづく規模測定は個別企業の資本蓄積という視点からするとかならずしも問題なしとしない。いうまでもなく、付加価値や売上高そのものは企業の起業動機でも遂行目的でもないからである。その意味ではむしろ独占委員会のいう「キャッシュ・フロー」基準³⁾が参考となる。そこで、このキャッシュ・フロー額と先の付加価値額とで、どのようなランク上の相違が生じてくるかを上位企業について比較してみると第2表に示されているとおりである。Daimler-Benz社やVolkswagenwerk社については両指標がほぼ対応関係にあるとあってよいので

第2表 キャッシュ・フロー10大企業の状態 (1982年)

企 業 名	キャッシュ・フロー		付 加 価 値	
	額(Mio. DM)	ランク	額(Mil. DM)	ランク
Daimler-Benz AG	3,395	1	11,769	2
Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk AG	3,196	2	6,456	6
Volkswagenwerk AG	3,128	3	9,463	3
VEBA AG	2,156	4	6,012	9
Siemens AG	2,134	5	13,122	1
BASF AG	1,995	6	6,064	8
IBM Deutschland GmbH	1,810	7	4,356	12
Hoechst AG	1,504	8	5,901	10
Bdyer AG	1,162	9	6,365	7
Adam Opel AG	1,025	10	3,590	17

(Monopolkommission, Hauptgutachten 1982/1983, a. a. O, S. 89 および S. 102 の付表より作成)

2) Ebenda; S. 103 f.

3) ここに「キャッシュ・フロー」とは、「年度剰余額+減価償却額+対前年度比特定準備金変動額+対前年度比年金引当金変動額」であり、企業のいわば自己金融力、したがってまたその限りでの資本蓄積力を端的に表示するものであるとあってよい。

あるが、そのほかの企業については、物的資産比率が比較的高い、したがってその分減価償却の多い Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk 社や VEBA 社、また収益力の高い外資系の IBM Deutschland 社や Adam Opel 社が付加価値ランクに比して相対的上位に上ってきていることが特徴的に示されている。

なお、付加価値額上位100大企業の法律形態についてみると、第3表に示されるように株式会社形態のものが全体の3分の2を占めており、この形態が大企業に適合的な形態であるということ、しかし有限会社形態 (GmbH) や合資会社形態 (KG) の大企業も少なからず存在しており、この点、わが国やアメリカにおけるのと⁴⁾少しく事情を異にしていることが理解されよう。

後にも具体的に考察していくように、こうした大規模企業は、それ自体傘下に相当数の子会社企業を包摂して、いわばコンツェルンを構成するとともに、そうしたコンツェルン相互が複雑に⁵⁾絡みあって今日の西ドイツ経済の根幹を形成しているのである。

第3表 100大企業の法律形態

	1980年	1982年
個人企業	0社	0
株式会社 (AG)	66	66
株式合資会社 (KGaA)	3	3
有限会社 (GmbH)	19	19
合名会社 (oHG)	1	1
合資会社 (KG)	7	7
GmbH & Co. KG	1	0
その他	3	4
計	100	100

(注) 1. 「その他」は財団や公法上の機関、それに分類不能のものである。

2. 資料：前掲 Gutachten S. 103

2. 大規模企業の所有・支配構成

独占委員会は上位100大企業の所有構成(持ち分の保有状況)を過半数所有を基準にしていくつかのグループに分類している。その状態は第4表に示されているとおりであるが、このうち「過半数所有機関不在」のグループは、複数の少数所有機関(ないし個人)の保有になるもので、それらを合計すると50パーセント以上となるものである。したがって、「分散所有」のグループのものはこの限界以下のものを表示している。これによると、社数では「個人・同族」企業のグループが一番多く、先にみた、株式会社形態以外の大規模企業が相対的に多いことと軌を一にしている。次いで「分散所有」企業、「過半数所有機関不在」企業、「外資系」企業、「公的機関支配」企業の順となっており、その他のものはそれぞれ2、3社を数えるにすぎない。

他方、1社あたりの平均付加価値額でみると、「分散所有」企業のグループが群を抜いた存在と

4) この間の少しく立ち入った分析については、拙著『企業形態論——資本集中組織の研究——』(昭和59年4月刊)157頁以下(『西ドイツにおける巨大企業の所有・支配形態』)を参照されたい。

5) ここでの「コンツェルン」は、西ドイツ株式法(第18条)の規定するそれであり、いわば統一的指揮のもとにある企業群で、経済的単位体としての企業概念に相応しているといつてよい。この点、それ自体傘下に複数のトラスト体を包含した金融集団という意味でのコンツェルン概念とは異なる点に留意されたい。

第4表 100大企業に対する資本参加状況

資本参加状態	企業数		付加価値額の割合		平均付加価値額	
	1980	1982	1980	1982	1980	1982
外国単独過半数所有	21	16	14.4	12.9	1,346	1,678
公的機関過半数所有	8	11	8.0	9.3	1,976	1,767
個人・同族・同族財団過半数所有	23	25	15.3	16.2	1,305	1,355
50%以上の分散所有	22	23	39.1	39.3	3,496	3,570
DGB および傘下個別組合過半数所有	2	2	1.3	0.8	1,297	843
その他の機関の過半数所有	3	3	1.2	1.2	813	832
過半数所有機関不在	21	20	20.7	20.3	1,934	2,113
合計	100	100	100.0	100.0		

(前掲 Gutachten 1982/1983, S. 119 より作成)

なっており、合計額に占める割合も39.3パーセントと、社数の上では2社多い「個人・同族」企業の16.2パーセントをはるかに上回っている。次いで、「過半数所有機関不在」企業、「公的機関支配」企業、「外資系」企業、「個人・同族」企業の順となっている。こうしてみると、「外資系」企業や「公的機関支配」企業を除いた、西ドイツの私的企業では、「分散所有」企業と「過半数所有機関不在」企業とが規模的に大きく、発達した資本主義国に共通した状況を呈している。

ところで、こうした企業はかならずしも支配主体不在の企業や経営者支配の企業を意味するものではない点に留意する必要がある。株式の分散化の進展にともない、いわゆる支配資本の節約による支配の集中が達成され、相対的に少ない株式の保有にもとづいて企業を支配していくことが可能とされるからである。また、「過半数所有機関不在」企業のグループについて特にいえることであるが、相異ったグループのいくつかの企業による共同的支配が成立している場合には、J. スコット (John Scott) のいう「利益連関集団による支配」(control through a constellation of interests)⁶⁾ の状況にあるとよい。

外国単独過半数所有企業、公的機関過半数所有企業、個人・同族過半数所有企業といった、所有・支配主体がはっきりしているような企業については比較的問題はないのであるが、それ以外の企業、とりわけ「50パーセント以上の分散所有」企業と「過半数所有機関不在」企業についてはなお検討の余地が残されている。そこで、この二つのグループの大企業計43社の各々について、その持ち分保有状況を洗い直してみた(その具体的な状態については末尾の付表を参照)。その結果と先の第4表をもとにして、所有・支配類型を実質上単独支配の成立している企業と複数共同支配になる企業とに分け、前者についてはさらに「個人・同族支配」、「公的機関支配」、「外資支配」、「その他の機

6) John Scott; Corporation, Classes and Capitalism, London, 1979, p. 41 中村瑞穂・植竹晃久監訳『株式会社と現代社会』(昭和58年), 39頁。

なお、J. スコットの所説の問題点等については、前掲拙著『企業形態論』121頁以下を参照されたい。

第5表 100大企業の所有・支配類型（再構成後）

所有・支配類型	該当企業番号（付加価値ランキング表示）	企業数	平均ランク
個人・同族支配	1, 5, 13, 14, 21, 22, 35, 36, 37, 43, 46, 49, 52, 58, 59, 61, 65, 69, 71, 72, 75, 77, 78, 80, 84, 86, 90, 93, 99	29社	54.9位
公的機関支配	3, 6, 9, 19, 26, 31, 38, 56, 67, 74, 83, 92, 95, 98	14	49.8
外資支配	12, 17, 18, 28, 30, 33, 34, 41, 47, 51, 63, 68, 87, 89, 94, 97	16	50.6
その他の機関支配	42, 45, 54, 66, 79, 88, 91, 96	8	70.1
分散所有	7, 8, (10), 11, 15, 20, 25, (27), (29), 39, 57, 62	12	25.8
複数共同支配	2, 4, 16, 23, 24, 32, 40, 44, 48, 50, 53, 55, 60, 64, 70, 73, 76, 81, 82, 85, 100	21	51.5
うち金融機関が10%以上参加	2, 16, 23, 32, 40, 44, 48, 50, 55, 60, 64, 70, 73, 85	14	47.3
計		100	50.5

- (注) 1. 「分散所有」のうち、(10)は外資25%超、(27)は同14.5%を含む。また(29)は再保険会社等保有25.3%を含む。いずれも非支配主体（受益的所有）と考えられる。それ以外は100%分散。
2. 「複数共同支配」企業のうち、4, 48, 64, 81は公的機関が主導的な企業、16は個人・同族が主導的な企業である。
3. 「その他の機関支配」企業はDGBほかの労働組合ないし消費組合支配下の企業に加えて、金融機関支配企業1社(66)を含む。
5. 資料：Monopolkommission, Hauptgutachten 1982/1983, Ökonomische Kriterien für die Rechtsanwendung(1984), S.106~117の付表およびCommerzbank, Wer gehört zu wem, 14. und erweiterte Auflage (1982)の各会社の項より作成。

関支配」, 「分散所有」に分けて再構成して整理したものが第5表である。

これによると、100大企業のうち単独支配が成立している企業数は79社で、うち個人・同族支配の企業が29社と一番多く、次いで外資支配企業16社、公的機関支配企業14社、分散所有企業12社の順となっている。しかしながら、平均ランク数でみると、ランク数が一番高いのは分散所有企業で、次いで公的機関支配企業、外資支配企業、個人・同族支配企業、その他の機関支配企業の順となっており、総じて分散所有型の企業の値が際立っており、その分、この類型の企業には大規模企業が多いことを表示している。

このように、再構成後の所有・支配類型でみても、個人・同族支配型の企業が多く、この点はわが国とは異ったヨーロッパ圏の特性を示しているのであるが、しかしそのなかでも上位に位置する企業についてみると、個人・同族が直接的に過半数の持ち分を所有して支配するという古典的形態ではなくして、広範にわたる株式の分散を利用して支配資本の節約をはかったり、あるいは中間的な同族持株会社や資産管理会社を媒介することによって支配の集中をはかっていることが特徴的である。ちなみに、第1位のSiemens社はSiemens一族が全発行株式の11パーセントを保有し、残りは分散しているし、また第5位のThyssen社では全体の3分の2の株式を分散させるなかで

同族の出資管理会社や財団を介して29.2パーセントの株式を所有して支配の集中を達成している。⁷⁾
単純な個人的企業と厳に区別されなければならない所以である。

こうした、いわば支配集中上の「工夫」は公的機関支配の企業にも見られるところで、ちなみに第3位の Volkswagenwerk 社では発行株式総数の60パーセントが分散、また第9位の VEBA 社も56パーセントが分散といった具合である。なお、変わったところでは、第6位の Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk 社にあっては、出資上の過半数は民間に委ねつつも、市町村等の公的機関が20倍の複数議決権を有する名義株式を保有して議決権の過半数をおさえて公的機関のコントロール下におくというケースも存在する。

しかしながら、総じていえば、大規模企業になればなるほど、主たる特定の大株主を見出しえないような分散所有型の企業が多くなっている。この点、他の先進資本主義諸国と共通していることは、すでに前にも指摘したとおりである。こうした分散所有型の企業は、一般にはしばしば「経営者支配」企業と同一視されるのであるが、株式の分散度の多寡のみをもって経営者支配であるか否かということは簡単には判断されえないし、またいわゆる専門的経営者の経営になる企業といえども、それは資本所有から全く分断されたものではない点に注意を喚起しておきたい。⁸⁾

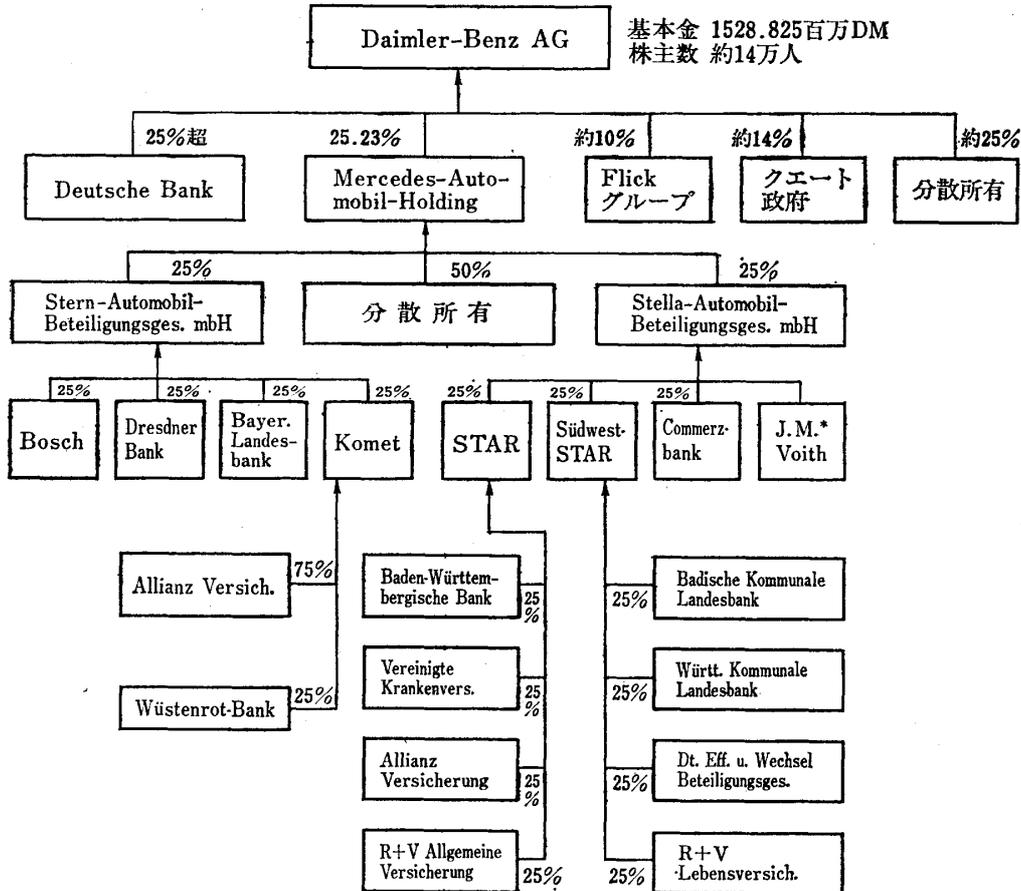
つぎに、所有・支配の主体が2以上の複数共同支配の形態をとっている企業についてみると、その数は21社となっている。この類型には2社の全く均等的な共同出資になる会社(第76位の MTU Motoren-und Turbinen-Union München 社は Daimler-Benz 社と Gutehoffnungshütte 社の各50パーセント出資よりなり、また第82位の Bosch-Siemens Hausgeräte 社は文字どおり Siemens 社と R. Bosch 社の各50パーセント出資より成る)や複数所有企業のうちのいずれかが主導的な地位にある企業も含まれるが(たとえば第4位の Ruhrkohle 社、第48位の Vereinigte Elektrizitätswerk Westfalen 社、第64位の Hochtief 社、第81位の Rütgerwerke 社は公的機関主導の、いわば準公的機関支配企業であり、また第16位の Gutehoffnungshütte Aktienverein 社は個人・同族主導の、いわば準個人・同族支配企業であると考えられる)、多くは固定的な特定の主導的企業の存在しない、複数の大企業の割拠的な株式の所有からなる企業で、当面 J. スコットのいう利益連関集団による支配のもとにある企業であるといつてよい。

その一つの代表的な事例として、第2位の Daimler-Benz 社をあげることができる。第1図に

7) こうした「努力」にもかかわらず、規模の拡大にともなって企業支配の主体が個人・同族の手から離れる傾向にあるのは、他の先進工業国の場合と異るところはない。その一例として西ドイツ最大の財閥企業を擁するフリック一族 (Familie Friedrich Flick) のケースをあげることができる。かのプロス (H. Pross) 女史が調査した時点 (1958年) でクルップ (Krupp) やボッシュ (Bosch) 等とならんで「完全個人所有者支配」の典型的な財閥企業とされていたものが、1975年には傘下の Daimler-Benz 社の株式の相当部分を Deutsche Bank に譲りわたすなど、傘下企業の規模拡大にともなってそれら企業にたいする単独支配の放棄——複数共同支配への移行を強めてきている。なお、最近では、二代目カール・フリック氏の不正献金事件上の問題もあって、その持株会社たるフリードリヒ・フリック産業経営合資会社 (Friedrich Flick KG) を株式会社に転換したうえで、Deutsch Bank に売却し、以下順次グループ企業の株式を上場、処分していく方向にある旨が報道されている (『朝日新聞』1985年12月6日朝刊)。

8) なお、この間の検討については、前掲拙著91頁以下を参照。

第1図 Daimler-Benz 社に対する株式保有状況



- (注) 1. * 下記資料の本文中の表示では、Schweizerische Bankgesellschaft, Zürich(Schwiz), 25%となっている。
 2. Commerzbank, Wer gehört zu wem, 14. und erweiterte Auflage (1982), S. 885 の付図と該当企業欄 (S. 164, 460, 531, 745, 749, 750, 764) より作成。

みられるように、直接の大株主は Deutsche Bank の25パーセント超、Mercedes-Automobil-Holding 株式会社の約25パーセント、クエート政府の約14パーセント、Flick 一族の約10パーセントとなっており、このうち Mercedes-Automobil-Holding 社については更に数多くの企業が資本参加しており、きわめて複雑な所有・支配構造をとっていることが理解されよう。

共同的に所有する企業の組み合わせとしては、個人・同族支配型の企業と分散所有型の企業、あるいは公的機関支配型の企業と分散所有型の企業というようにいくつかの組み合わせが考えられるところであるが、先の第5表からも知られるように、少なくとも一つのパートナーとして大規模金融機関が10パーセント以上の持ち分の所有をもって介在しているケースがこのタイプの全体の3分の2にあたる14例を数えるに至っていること、しかもそうした企業の規模が比較的大で平均ランクでみて分散所有型の企業に次ぐ位置にあるということは特筆に値しよう。そうした企業の多くは Deutsche Bank, Dresdner Bank, Commerzbank の3大銀行と最大手の保険会社である Allianz 保険グループによるもので、これらの金融機関が資本所有面でも他をリードしており、非金融企業

にたいして大きな潜在的影響力を有していることを反映している。

ところで、以上において素描してきた大企業はそれ自体決して孤立して存在しているのではなく、相互に複雑に絡みあって存在している点に留意する必要がある。そこで次にその間の事情について、とくに大金融機関と大産業企業との結合関係に留意しつつ、企業間の結合関係を資本参加関係、共同出資関係、人的結合関係に分けて、それぞれ考察していくこととしたい。

3. 大規模金融機関と非金融大企業の結合構造

(1) 資本的結合構造

独占委員会の調査によれば、西ドイツの上位100大企業について、1980年には延べ78件の、また1982年には83件の圈内企業相互の資本的結合関係が存在している。その内容を見ると、他の100大圈内企業によって多少とも資本参加を受けている企業は1980年で27社、1982年で29社に及んでおり、これにたいして資本参加を行っている企業の方は兩年とも32社であった。自然人ではなしに法人が主要な持ち分の所有者となっていることが今日の先進工業諸国に共通した特徴であるが、このことは西ドイツの大規模企業についても妥当している。それも、数社でかなりの割合の持ち分を保有しているケースが少なくなく、100大圈内の企業に限ってみても、数社の持ち分の保有合計が過半数に達成している企業は11社⁹⁾を数える。

その場合、所有一被所有の関係はすべての企業について均等な分布をとっているわけではなく、総じていえば持ち分の被所有企業にたいして所有企業の方が大規模であり（ちなみに、前者の平均ランクが56位であるのにたいして、後者のそれは31位となっている）、また非金融企業にたいする金融機関の資本参加が目立っている。とりわけ、先述の3大銀行とAllianz保険会社グループが関与しているケースが際だっており、この4社で1980年には計33件の、また1982年には34件の資本参加を数える（第6表参照）。

当該企業にたいして複数の企業が共同的に資本参加を行っている場合、先にみた所有主体間の組

第6表 3大銀行とAllianz保険の資本参加件数

	参加件数	
	1980年	1982年
Allianz Versicherungs-AG (Allianz Lebensversicherungs-AGを含む)	12	11
Deutsche Bank AG	8	9
Commerzbank AG	8	9
Dresdner Bank AG	5	5

(Monopolkommission, a. a. O., S. 113 の付表より作成)

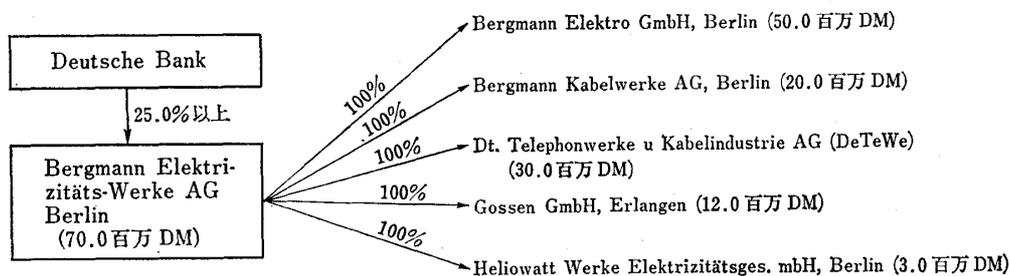
9) Monopolkommission, a. a. O., S. 113

み合わせは様々であるが、当面のテーマからすれば金融機関が非金融企業にたいしてどのような資本参加を行っているかが問題である。そこで、上述の4機関に Westdeutsche Landesbank Girozentrale を加えた5大金融機関の資本参加状況を整理して表示すると第2図のとおりである。これによると、圏内の被資本参加企業29社のうち18社に上記金融機関が関与しており、その持ち分所有率もかなりの水準に及んでいる。

金融機関別の参加件数では Allianz 保険グループが11件、Deutsche Bank と Commerzbank が各9件、Dresdner Bank が5件、Westdeutsche Landesbank Girozentrale が2件の順となっている。しかし、出資額の大きさからすれば、ランキング第2位の Daimler-Benz 社にたいして28.5パーセント、同第23位の Karstadt 社にたいして25パーセント超、同第73位の Philipp Holzmann 社にたいして35パーセント超の持株を有しているなど、Deutsche Bank の主導的な地位は明らかである。

なお、Deutsche Bank はこうした大企業にたいしてのみならず、中間の会社を介して比較的小規模な企業にまで資本的結合関係を有し、いわば裾野の広い構成となっている。いま、その一例として電力関係分野における状態を図示すると第3図のとおりである。このようにして、同行の資本参加企業は膨大な数にのぼり、また業種的にも、まさに「自動車から砂糖まで」の多岐にわたっている。

第3図 Deutsche Bank の資本参加方式の例示



- (注) 1. ()内の数値は基本金額を表す。
2. Wirtschaftswoche Nr. 26(1985年6月21日号)114~115頁の付表より作成。

ところで、金融機関と非金融企業との資本的結合のなされ方についてであるが、わが国におけるような、特定の金融機関(メイン・バンク)を中心とした企業集団型の結合ではなく、全般的にみて Deutsche Bank を中心としながらも、複数の大金融機関が相互に共同する形で非金融大企業の持ち分を所有していること、つまり大銀行と大産業企業とが相互に錯綜したネットワーク状の所有構成をとっていることが特徴的である。

(2) 共同企業による協調=結合構造

二つ以上の企業が直接的には連繋関係をとらない場合でも、それらの企業が第3の企業に共同で

10) Wirtschaftswoche, Nr. 26 (21. 6. 1985), S. 114

出資することによってお互いに協調関係に立つことが考えられる。共同企業 (Gemeinschaftsunternehmen) を媒介とした企業間の結合関係がすなわちそれである。

いま、先の100大企業のうちの複数の企業が第3の企業にたいして直接間接に合計で少なくとも25パーセントの資本参加をしている企業を共同企業と定義すると、これに該当する共同企業は1980年には207社、1982年には193社となっており、前者については100大企業のうちの68社が、また後者については65社がそれぞれ関与していた。そして、こうした共同企業に出資している企業についてみると、上位にランクされている大規模企業の方が頻繁に共同企業に出資しており、反対に共同企業に出資していない企業¹¹⁾(34~35社)の多くは50位以下の企業であった。

これらの関与企業のうち、1982年時点で10社以上の共同会社に資本参加している企業をひろい出してみると第7表のとおりである。最多の共同出資を行っている企業は公的機関コントロール下のVEBA社であり、同社がエネルギー関連を中心として幅広い活動をしていることを反映している。また、この場合にもDeutsche Bank, Commerzbank, Dresdner Bankの3大銀行とAllianz保険グループといった大金融機関が数多くの共同企業出資を行っており、これらの大金融機関が多彩な手段をもって西ドイツの大企業間の連繋関係に多大な役割を果たしていることの一端を表わしている。

なお、共同的に出資を行う企業の数を1982年の時点についてみると、他の1~2社と共同するケースが30社(全65社中の46パーセント)でもっとも多く、次いで他の3~5社との共同が17社(同、26パーセント)、6~10社との共同が14社(同、21.5パーセント)となっており、以上で全体の93.8パー

第7表 共同企業出資上位企業

付加価値 ランク (1982)	企 業 名	主たる産業部門	参加共同企業数	
			1980年	1982年
9	VEBA AG	化学, 石油等	44社	40社
15	Deutsche Bank AG	銀行	24	22
5	Thyssen AG	鉄 鋼	23	20
39	Commerzbank AG	銀行	19	19
4	Ruhrkohle AG	石炭・コークス	13	15
6	Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk AG	電力	12	15
14	Fried. Krupp GmbH	鉄 鋼	13	13
25	Dresdner Bank AG	銀行	11	13
1	Siemens AG	電 機	12	12
29	Allianz-Versicherungs-AG (Allianz 生保AGを含む)	保 険	8	12
8	BASF AG	化 学	15	11
40	Metallgesellschaft AG	非 鉄 金 属	12	11
27	Hoesch AG	鉄 鋼	10	10

- (注) 1. 共同企業は国内のものについてであり、また外国のパートナーとの共同出資企業は含まれていない。
2. Monopolkommission, a. a. O., S. 121~126 より作成。

11) Monopolkommission, a. a. O., S. 120 f.

セントを数える。これらの共同に出資する企業は、当該共同企業を媒介として一種の協調関係に立つことになるのであるが、そうしたパートナーの一員として大金融機関が介入することの意義は、一つにはリスクを分散しつつ有利な投資機会に参加するとともに、もう一つには出資を介して信用供与の機会を拡大していくことのうちに求られよう。

他方、部門別にみて同一部門の他大企業との共同が多くみられる分野は電力、化学工業、鉄鋼業、石油精製業、それに信用業部門であり、総じて所要資本量が大きく、したがってまた投資リスクの高い分野である。こうした分野で共同企業の形態がよく利用されるのは十分うなずけるところであろう。問題は、こうした場合には当該分野での共同関係にともなう競争の制限＝市場独占の可能性が生じてくるという点である。それというのも、たとえば新製品の製造・販売に関連して、本来ならば相互に競争すべき企業が共同企業を設立することによって、そこでの競争を回避ないし制限することが考えられるからである。西ドイツの独占委員会が大企業の共同出資企業について継続的に報告を行っているのも、こうした競争制限の側面に留意してのことであるといつてよい。

こうした市場独占問題の立ち入った分析は別の機会に譲るとして、ここでは西ドイツの大企業が共同企業の形態を媒介にして垂直的、水平的に相互に密接な連繫関係を樹立し、いわばお互いに共同＝協調関係にあるということ、そしてそうした関係の強い分野の一つとして信用業＝金融機関が¹²⁾あげられることを確認しておきたい。

(3) 人的連累構造

企業間結合のもう一つの有効な手段として人的な結合関係＝人的連累 (Personelle Verflechtungen) が存在する。D. シェーンヴィッツ (D. Schönwitz) と H. J. ヴェーバー (H. J. Weber) によれば、ここに人的連累とは「ある企業の業務執行機関もしくは監督機関の構成員が同時に他の企業に従事することによって生ずる企業間の連累関係」¹³⁾であり、西ドイツの場合、具体的には以下の三つのケースが考えられる。すなわち、第1にある企業の業務執行機関 (株式会社であれば取締役会) のメンバーが同時に他の企業の監督機関 (同、監査役会) のメンバーとなる場合、第2にある企業の監督機関のメンバーが同時に他の企業の監査役を兼ねる場合、第3にある企業のもっと下位の業務管理者が同時に他の企業の監査役につく場合¹⁴⁾がそれである。こうした連累関係の形成によって、企業階

12) こうした大金融機関相互の共同＝協調関係とともに、他方では大金融機関による民間抵当銀行への所有関係の強化や割賦信用機関 (Teilzählungsbanken) との融合の強化がはかられていることが指摘されるが、この間の事情については Michael Gerhards, *Industriebeziehungen der westdeutschen Banken*, Frankfurt/Main, 1982, S. 87 f. 飯田裕康監修・相沢幸悦訳『西ドイツの産業と銀行』1985年、104頁以下を参照されたい。

13) Dietrich Schönwitz/Hans-Jürgen Weber; *Unternehmenskonzentration, Personelle Verflechtungen und Wettbewerb, Eine Untersuchung auf der Grundlage der hundert größten Konzerne der Bundesrepublik Deutschland*, 1982, Baden-Baden, S. 9

14) Schönwitz/Weber, *Ebenda*, S. 19 f.

層の高次のレベルで企業間の意思疎通がはかられたり、また影響力行使の可能性が生み出され、したがってまた純市場集中の場合と同様な効果もたらされることにもなる。

近時、西ドイツにおけるこうした人的連累に関する実証研究が盛んになってきているが、先のシェーンヴィッツとヴェーバーはこれまでの分析の成果として、人的連累の競争政策上の意義を以下のようにまとめている。すなわち、(1)監査役会における人的連累が不確実性軽減の戦略として役立っていること、(2)製造業15業種の株式会社629社についてみると、1961年から1975年にかけて監査役会を介した直接的な連累は減少していること、ただし(3)大企業間の直接的な人的連累度は高水準にあること、(4)競合企業間の直接的な連累は少いが、間接的に意思疎通や影響力の及ぶ可能性は広範に存在していること、(5)コンツェルン内の内部的な人的連累はコンツェルンの統一的指揮実現の¹⁵⁾もっとも重要な手段となっていること——以上の5点がこれである。

企業規模が大きくなるにつれて人的連累数も増加する方向にあることが指摘されているが、いま西ドイツのコンツェルンの外部売上高上位10企業について相互間の直接的ならびに間接的な連累状況をみると第8表のとおりである。BASF社を除いて、他の9社はいずれも6件以上の直接的連累を有しているし、さらに間接的な連累関係(A社とB社が第3のC社を介して結びつく場合)まで広げてみると相互間の結合はきわめて高い数値を示しており、この点、西ドイツのトップ企業相互間に密接な人的結合関係が存在していることが知られよう。

同様なことは、独占委員会のもっと最近の100大企業に関する調査にも示されている。すなわち、1982年時点で前記100大企業のうちの42社が自社の業務執行管理者を他の100大圏内企業の73の監督機関に派遣しており、なかでも上位10社については平均6~7人の自社取締役を他社の監督機関に送り込んでいる。また、金融機関の役員派遣が際立っており、銀行・保険の8社だけで1980年に101件、1982年に98件を数える。100大企業全体の派遣総数が1980年で248件、1982年で234件であるから、金融機関の占めるウエイトがいかに大きいかが窺われよう。なお、最多の企業はAllianz保険で、1980年39件、1982年37件となっている。¹⁶⁾

こうした連累関係はかならずしも相互に均等的ではなく、規模的には上位大企業が、また部門別では金融機関が、それぞれ役員派遣の方がその受け入れを大幅に上回っている点に留意する必要がある。ちなみに、Deutsche Bankを例にとってみると、1982年に同行の派遣先が36機関であったのにたいし、同行の監査役会に業務執行管理者を送っている企業はわずかに2社を数えるにすぎない。

先の資本参加関係や共同企業出資関係の場合と同様に、人的結合関係についても、大規模金融機関、とりわけ3大銀行の地位は際立っている。資料はやや古いが、この間の分析を行っている1980年版の独占委員会『鑑定報告書』によれば、1978年時点で3大銀行から大企業に派遣されている役

15) Schönwitz/Weber, Ebenda, S. 34 f.

16) Monopolkommission, Hauptgutachten 1982/1983, a. a. O., S. 134 f.

第8表 10大企業相互間の人的連累状況

(1) 直接的連累状況

番号	企業名	企業番号										合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1	VEBA AG	—	1	1	1	1	0	0	0	3	1	8
2	Siemens AG	1	—	0	2	3	0	2	0	2	2	12
3	Volkswagenwerk AG	1	0	—	0	1	1	0	1	1	1	6
4	Daimler-Benz AG	1	2	0	—	1	0	0	1	1	1	7
5	Thyssen AG	1	3	1	1	—	0	1	3	2	0	12
6	BASF AG	0	0	1	0	0	—	0	0	1	0	2
7	Hoechst AG	0	2	0	0	1	0	—	1	2	0	6
8	Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk AG	0	0	1	1	3	0	1	—	1	1	8
9	Ruhrkohle AG	3	2	1	1	2	1	2	1	—	0	13
10	Bayer AG	1	2	1	1	0	0	0	1	0	—	6

(2) 間接的連累状況

番号	企業名	企業番号										合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1	VEBA AG	—	10	9	9	9	5	8	13	13	11	87
2	Siemens AG	10	—	11	10	15	5	11	12	13	9	96
3	Volkswagenwerk AG	9	11	—	11	10	8	9	13	12	10	93
4	Daimler-Benz AG	9	10	11	—	11	4	8	13	10	10	86
5	Thyssen AG	9	15	10	11	—	6	8	12	15	11	97
6	BASF AG	5	5	8	4	6	—	5	6	4	7	50
7	Hoechst AG	8	11	9	8	8	5	—	9	11	8	77
8	Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk AG	13	12	13	13	12	6	9	—	13	10	101
9	Ruhrkohle AG	13	13	12	10	15	4	11	13	—	11	102
10	Bayer AG	11	9	10	10	11	7	8	10	11	—	87

(注) Dietrich Schönwitz/Hans Jürgen Weber, a. a. O., S. 61 および S. 78 の付表より作成。

員の数は全信用機関の約65パーセントを占め、なかでも Deutsche Bank は他を圧倒しているとい
ってよい。しかも、単に量的に抜きんでているだけではなしに、3大銀行派遣役員は大企業の監督
機関の会長(監査役会会長)席の実に4分の3を占めるに至っている点も、この際特記されてよいで
あろう。¹⁷⁾

第9表は3大銀行が自行の業務執行機関のメンバー(取締役)を監督機関に送り込んでいる相手
先の具体的な企業を示したものである。見られるとおりに、西ドイツの代表的な大企業と3大銀行と

17) Monopolkommission, Hauptgutachten 1978/1979: Fusionskontrolle bleibt vorrangig, Baden-Baden, 1980, S. 119.

ちなみに、派遣役員数の信用機関別の内訳をみると、3大銀行94人(Deutsche Bank 51人, Dresdner Bank 24人, Commerzbank 19人)、地方銀行・特別銀行・個人銀行36人、貯蓄銀行12人、協同組合3人となっている。このうち信用機関全体で20席を受けもっている会長職については、うち15を3大銀行で占めている(Deutsche Bank 12, Dresdnerbank 1, Commerzbank 2)。Ebenda, S. 120

第9表 3大銀行の人的連累状況(1978年)

大銀行名	大銀行の取締役の派遣先大企業名
Deutsche Bank AG (38社)	Dillinger Hüttenwerke, AEG-Telefunken, BASF, Bayer, Bertelsmann, Brown-Boveri & Cie, Continental Gummi-Werke, Daimler-Benz, Deutsche Shell, Deutsche Texaco, Enka Glanzstoff, Hapag-Lloyd, Henkel, Hoesch Werke, Philipp Holzmann, Horten, Karstadt, Kaufhof, Klöckner-Humboldt-Deutz, Klöckner-Werke, Linde, Mannesmann, Metallgesellschaft, Mobil Oil, Preussag, Reemtsma Cigarettenfabriken, Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk, Salzgitter, Schering, Siemens, Stahlwerke Röchling-Burbach, Strabag Bau, Thyssen, VEBA, Vereinigte Elektrizitätswerke Westfalen, Vereinigte Industrie-Unternehmungen, Volkswagenwerk, Otto Wolff
Dresdner Bank AG (23社)	AEG-Telefunken, Bilfinger+Berger Bau, Martin Brinkmann, Brown-Boveri & Cie, Daimler-Benz, Degussa, Deutsche BP, Deutsche Texaco, Esso, Hapag-Lloyd, Henkel, Hoechst, Karstadt, Kaufhof, F-Krupp, Metallgesellschaft, Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk, Siemens, Stahlwerke Röchling-Burbach, Standard Elektrik Lorenz, Thyssen, VEBA, Otto Wolff
Commerzbank AG (14社)	AEG-Telefunken, Bayer, Bertelsmann, Daimler-Benz, Ford-Werke, Hochtief, Horten, Karstadt, Linde, Preussag, Schering, Standard Elektrik Lorenz, Vereinigte Industrie-Unternehmungen

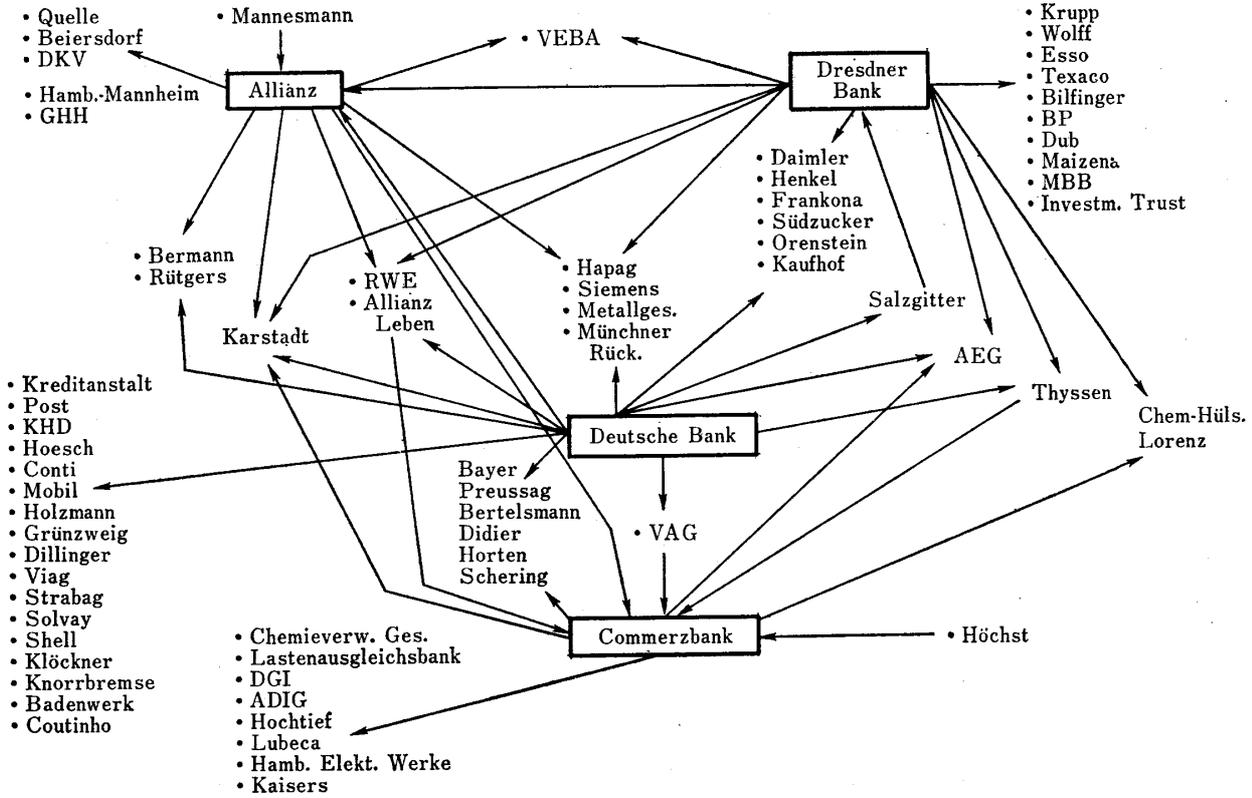
(注) 資料: Monopolkommission; Hauptgutachten 1978/1979; Fusionskontrolle bleibt vorrangig (1980), S.118 f. より作成。

が人的連累を通して相互に密接に結合している姿が確認されよう。ただし、大銀行と大産業企業との結びつき方は、資本的結合の項でも指摘してきたように、しばしば日本の企業集団にみられるような形(いわば個別金融資本の形態)ではなく、Deutsche Bankを中心としながらも、銀行と企業とが相互に入り組んだ形の連累構造をなしていることが特徴的である。

対象企業の枠をもう少し広げたレベルでも、大企業間の人的連累関係は広範にわたっており、西ドイツ資本主義経済がいわばその隅々まで複雑な企業間ネットワークに被われていることが知られうる。すなわち、R. ツィーグラ (Rolf Ziegler) ほかが行った、西ドイツの大規模企業325社(製造業企業263社、金融機関62社)に関する人的結合状況の分析によれば、これらの大企業のうち、他企業と人的結合関係を有しない、その意味で文字どおり独立的な企業はわずかに61社にすぎず、このほか2社間のペアーをなすもの二つ(4社)を除いた残りの260社は直接間接に何らかの人的な結合関係で結ばれて全国的な一大ネットワークを形成している。先に見てきたのと同様に、この調査においても Deutsche Bank の地位が抜きん出た存在となっており、同行が中心となっている企業は実に239社にも及んでいる。¹⁸⁾

18) Rolf Ziegler, Donald Bender, Hermann Bichler, "Industry and Banking in the German Corporate Network", in: Franz N. Stokmann, Rolf Ziegler, John Scott (ed.), Networks of Corporate Power, A Comparative Analysis of ten countries, Cambridge 1985, p.95

第5図 4大金融機関を中心とする人的結合網



(注) 1. 図で矢印は監査役会(矢頭の部分)に席をもつ業務執行役員(矢尻の部分)を表わす。
 2. R. Ziegler et al, op. cit., p.108 による。

もその直接間接の影響力の大きさは疑いえないであろう。²⁰⁾

こうした大金融機関と大産業企業との具体的な人的連累状況は第5図に示したとおりである。前にも指摘してきたように、ここでも大金融機関を中心とした人的連累関係は個別的金融集団の枠を越えて相互に複雑なネットワーク(いわば overlapping sphere of influence)を形成しており、これが今日の西ドイツ資本主義経済を支える基礎構造の重要な一環をなしているとみることができる。

4. 結語—要約に代えて

これまで、西ドイツにおける大金融機関と大産業企業との結合状況を資本参加関係、共同企業出資関係、²¹⁾人的連累関係についてみてきたが、そのいずれをとってみても大金融機関、とりわけ3大

20) R. ツィーグラーほかは、こうした連累構造は銀行による一方的支配の試みというよりも、むしろ生産企業側からの協調努力の結果でありうるとしている。ただし、西ドイツの生産企業の自己資本比率の低さ、したがってまた長期信用への依存の大きさが銀行の役割の重要性を高めている点も指摘している。R. Ziegler et al, op. cit., p.107

21) このほか、金融機関本来の機能として融資関係があるが、残念ながら個別的な信用関係は銀行によっても借入企業によっても公表されておらず、その間の事実を実証的に明確にすることはできない。

銀行(わけても Deutsche Bank)の主導的地位は誰の目にも明らかであろう。くわえて、これら大金融機関は周知の寄託(ないしは預託)議決権の制度により、所有をはるかに上回る支配の集中を達成し²²⁾ており、その非金融企業にたいする影響力の大きさは少くとも可能的には絶大であるといつてよい。

ところで、大金融機関と非金融大企業との関係については、前者の後者にたいする優位性を説く、かの R. ヒルファルディングの古典的見解が有名であるが、これにたいして近時は後者の自己金融力の増大から前者の支配力の低下を説く見解が有力となっている。その典型は「金融資本」規定に代わるに「独占資本」命題の提起をもってする P. M. スウィージー (P. M. Sweezy) の立論にみられることは、すでによく知られているとおりでである。そして、こうした見方は明示的であると黙示的であるとかかわらず、今日ではかなり普及した見方となっているといつてよい。

こうした見地に多かれ少なかれ共通してみられる基本的な認識は、それが大金融機関の支配力の源泉をもっぱら信用の供与関係——銀行の産業企業にたいする融資関係——においている点にある。だから、企業が豊富な内部資金を蓄積して銀行信用にたいする依存から解放されるにつれて金融機関と産業企業との結合関係は次第に薄れ、ついには産業企業の「自立」が達成されることになる。

たしかに金融機関本来の機能は信用業務にあるといつてよいであろうが、そのことをもって直ちに資本参加(資本所有)が企業間結合にとって従属的であるとすることはできないであろう。信用の授受関係にもとづいた産業企業との関係は、それ自体としてはいわば取引関係であり、金融的取引という特殊な取引関係であるという点を考慮にいれても、それが企業の支配関係にとって資本所有関係に優先するとはいえないからである。単なる取引関係と区別して特殊に資本主義的な企業間の結合関係を特質付けているところのものは、基本的には資本の所有関係であり、そしてこのことは金融機関についても妥当することはいうまでもない。

その意味で、Deutsche Bankをはじめとする西ドイツの巨大金融機関が非金融企業にたいして広範に資本参加をなし、また幅広く人的連累のネットワークを形成しているのは決して偶然ではない。それにより、まず第1には優良な取引先の維持・確保や供与された信用の安全性(回収可能性)の確保など、金融機関本来の信用業務をより円滑かつ効果的に遂行していくことが企図され

22) この間の比較的立ち入った調査として、独占委員会の第2次報告書(Hauptgutachten 1976/1977, Fortschreitende Konzentration bei Großunternehmen, Baden-Baden, 1978)および「信用経済の基本問題」委員会(いわゆるゲスラー委員会)の報告書(Bericht der Studienkommission "Grundsatzfragen der Kreditwirtschaft", "Schriftenreihe des Bundesministeriums der Finanzen" Heft 28, Frankfurt/Main, 1979)があるが、これについては、さしあたって山口博教「西ドイツにおける銀行と企業の関係——二つの委員会の調査と分析——」(『証券経済』第135号, 1981年3月, 103頁以下)および「西ドイツ——巨大企業と銀行」(富森虔児編著『現代の巨大企業』新評論, 第6章所収151頁以下)を参照。また前掲拙稿も参照。

23) 最近の西ドイツに関していえば、たとえば M. ゲルハルツは金融機関の信用関係を最重視してつぎのように述べている。「われわれは、信用関係が銀行と産業の関係にとって本質的であるというテーゼから出発する。それにたいして、代理議決権、銀行代表者の大企業の監査役会への出席、資本参加などは、従属的な役割を果しているにすぎない。問題とさるべきは、非銀行企業の側での貸付資本の需要と供給が、何によって規定されるか、ということにある」と(Michael Gerhards, a. a. O., S. 13 前掲邦訳8頁)。

る。こうして、大金融機関は直接的な資本参加者（株主）として、あるいはまた議決権の占有者（議決権の被寄託者）として、さらには監査役会の代表者として、当該企業にたいする影響力行使の可能性を保持しているのである。

第2に、大金融機関は今では単なる信用供与者としてだけではなしに社会の各層から集積された貨幣資金の投資家として立ち現われており（機関投資家としての側面）、そうした投下資金の有利な運用と保全をはかっていくことが、今日の銀行経営にとって大きな比重を占めているとあってよい。とりわけ、ユニバーサルバンク・システムをとっている西ドイツの銀行ではこうした側面のウエイトはことさら大であると思われる。

株式への投資についていえば、投資先の企業にたいして不満がある場合には、その株式を売却して他の投資に回すのが一般的な投資の論理とあってよいであろうが、機関株主として大量の保有株式を売却することが株価を引下げてしまうような場合には問題が残る。そうした場合には、損失を回避して投下資金の保全をはかるために、影響力を行使して当該企業の政策・経営に関与していく方法がとられることになる。そのためにも、そうした影響力行使の可能性をたえず維持しておくことが必要とされるのである。

以上の事態を逆の側面からみると、貸付先ないし投資先の企業の運営に何ら懸念が存在しない場合には、金融機関は当該企業の運営に積極的に関与する必要はなく、その限りで金融機関は文字どおり信用の仲介者、また単なる受益的投資家と表面上何ら変るところはなく、当該企業は、もしその株式が広汎に分散した企業であれば、いわゆる経営者支配の様相を呈してくるとあってよい。

いままでの分析から明らかなように、西ドイツでは大金融機関と大産業企業との結合関係において、総じていえば依然として前者の優位性が際立っているが、このことは個別的には後者が優位となる場合もありうるということを決して否定するものではない。そして、その現われ方（発現の形態）は一国の発展段階によって、したがってまた経済的・社会的諸条件によって異っていることは前にも指摘したとおりである。

この小稿において当面確認されたことは、今日では西ドイツの大金融機関と大産業企業とが資本的・人的に相互に複雑に錯綜するかたちで大小のネットワークを構成し、それぞれが現在の同国の経済の根幹を形成しているということであった。

周知のように、1985年1月1日より発効の新信用組織法の規定のもとに、金融機関にたいする子銀行等の連結義務、投融資総額規制、大口融資規制の強化等がはかられることとなり、これにより、多かれ少なかれ西ドイツの金融機関と産業企業の結合関係も新たな再編を迫られてくるものと思われるが、その間の事情の分析については今後の課題としたい。

(付表) 所有・支配類型再構成表

(1982年)

順位	会社名	基本金 (百万 DM)	株主数	所有・支配類型	備考
1	Siemens AG	1,942	約40万人	個人・同族	Siemens 家約11%, 残り分散
2	Daimler-Benz AG	1,529	約14万人	複数共同	Deutsche Bank 28.5%, クエート政府約14%, Flick グループ10%, 他に Mercedes-Automobil-Holding 社が約25%
3	Volkswagenwerk AG	1,200	約59万人	公的機関	連邦政府と Niedersachsen 州がそれぞれ20% (計40%), 残り分散
4	Ruhrkohle AG	545	15人	複数共同 (公的機関主導)	VEBA 社 29.5%, Thyssen 社 13.8%, Salzgitter 社 11.8%
5	Thyssen AG	1,299	約21万人	個人・同族	同族分約 29.2% (出資管理会社・財団を媒介), Allianz 保険 4.8% (間接), 残り (約66%) 分散
7	Bayer AG	2,530	約42万人	分散所有	100% 分散
8	BASF AG	2,032	約36万人	分散所有	100% 分散
9	VEBA AG	1,685	約75万人	公的機関	連邦政府 43.75%, 残り分散
10	Hoechst AG	2,353	約37万人	(分散所有)	クエート政府 25% 超, 残り分散
11	Mannesmann AG	968	約18万人	分散所有	100% 分散
15	Deutsche Bank AG	1,232	約23万人	分散所有	100% 分散
16	Gutehoffnungshütte Aktienverein AG	583	約 3 万人	複数共同 (個人・同族主導)	創立者後継者等約 25%, Allianz 保険 14% 超 (間接), Commerzbank 6.2% (間接), 分散分 40% 以下
20	AEG-Telefunken AG	620	約18万人	分散所有	100% 分散
23	Karstadt AG	360	約 2 万人	複数共同 (大銀行連合支配)	Deutsche Bank 25% 超, Commerzbank 25% 超, 残り分散
24	Messerschmitt-Bölkow-Blohm GmbH	378	8人	複数共同	公的機関 38.6% (間接), 同族 9%, Siemens, Thyssen, R. Bosch, F. Krupp, Allianz 保険それぞれ 6~8%, (いずれも 間接), 外資 10.7% (間接)
25	Dresdner Bank AG	988	約15万人	分散所有	100% 分散
27	Hoesch AG	569	約11万人	(分散所有)	外資 14.5%, 残り分散
29	Allianz Versicherungs AG	416	約 4 万人	(分散所有)	ミュンヘン再保険会社と Commercial Union (ロンドン) で計 25.3%, 分散分 74.7%
32	Kaufhof AG	330	約 3 万人	複数共同	Dresdner Bank 約 9%, Commerzbank 約 3%, 外資 (スイスの銀行) 17%, 同族 10% 以下, 分散分約 37%
39	Commerzbank AG	843	約14万人	分散所有	100% 分散
40	Metallgesellschaft AG	240	—	複数共同	Dresdner Bank 25% 超, 他に Siemens, Daimler-Benz, Deutsche Bank, Allianz 保険がそれぞれ 間接 6.25% 超ずつ保有。また外資 (クエート政府とクエート石油 Corp.) が 20%, 分散 20% 以下
42	Co op AG	150	—	「その他の機関」 (消費組合・労働組合)	ドイツ・ヨーロッパ消費組合 51.2%, DGB 傘下組合 48.8%
44	Preussag AG	350	約15万人	複数共同	Westdeutsche Landesbank Girozent-

順位	会社名	基本金 (百万 DM)	株主数	所有・支配類型	備考
48	Vereinigte Elektrizitätswerke Westfalen AG	600	約5万人	複数共同 (公的機関主導)	rale 間接 12.2%, GEV 12.8% 超, 分散分 75%以下 公的機関間接 41.7%, その他の機関24%, Westdeutsche Landesbank Girozentrale 間接 10.9% ほか 5 機関間接 (小計23.4%)
50	Continental Gummiwerke AG	270	—	複数共同	Bayer 10%, Deutsche Bank 10%, 分散分70%
53	Ruhrgas AG	615	—	複数共同 (Mannesmann 主導)	Mannesmann 間接 59.8%, Deutsche Shell 間接14.7% 「その他の機関」 23.3%
55	Degussa AG	248	約3万人	複数共同	Henkel 間接 17.0%, Dresdnen Bank 間接10.0%ほか, 分散分約63%
56	Bayerische Vereinbank AG	450	約6万人	公的機関	「その他の機関」 (バイエル州財団) 14%, 残り分散
57	Bayerische Hypotheken und Wechselbank AG	477	約6万人	分散所有	100%分散
58	REWE Handelsgesellschaft Leibbrand OHG	—	—	個人・同族	個人・同族50%, REWE Zentral 50%
60	Linde AG	180	約2万人	複数共同	Allianz 保険約 12%, Commerzbank 約 10%, 残り分散
62	Schering AG	253	約5万人	分散所有	100%分散
64	Hochtief AG	120	—	複数共同 (公的機関主導)	Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk 間接 44.0%超, Commerzbank 間接 12.5%超ほか, その他の機関 26.9% 超, 分散分11%以下
66	Deutsche Babcock AG	250	約2万人	(金融機関主導)	Berliner Handels- u. Frankfurter Bank 約10%, イラン国25%超, 残り分散
70	Horten AG	250	約6万人	複数共同	Deutsche Bank 間接 18.75%, Commerzbank 間接 6.25%, 外資(英国) 25%超, 分散分50%以下
73	Philipp Holzmann AG	—	—	複数共同	Deutsche Bank 35%超, Hochtief 20%, Commerzbank 5%, 残り分散
76	MTU Motoren-und Turbinen-Union München GmbH	110	—	複数共同 (共同出資会社)	Daimler-Benz 50%, Gutehoffnungshütte 50%
81	Rütgerwerke AG	—	—	複数共同 (公的機関主導)	Ruhrkohle 間接 42.75%, Bayernwerk 12.5% 超, その他の機関 6.25%, 分散分 38.5%以下
82	Bosch-Siemens Hausgeräte GmbH	140	2人	複数共同 (共同出資会社)	Siemens 50%. R. Bosch 50%
85	Hapag-Lloyd AG	180	—	複数共同	Deutsche Bank 25.0% 超, Dresdner Bank 25.0%超, Allianz 保険間接 16.5% 超, 「その他の機関」間接33.5%

順位	会社名	基本金 (百万 DM)	株主数	所有・支配類型	備考
88	Beamtenheimstatten- werk Gemeinnützige Bausparkasse für den öffentlichen Dienst GmbH	—	—	「その他の機関」 (労働組合)	DGB 傘下組合 50%, Deutscher Beam- tenwirtschaftsbund 50%
93	Strabag Bau-AG	55	—	個人・同族	個人・同族25%超, 分散分75%以下
100	Wacker Chemie GmbH	150	—	複数共同	個人・同族50%, Hoechst 50%

- (注) 1. 本表は西ドイツ独占委員会によって、分散所有企業（『過半数分散所有』企業）、支配機関不在企業（『過半数所有機関不在』企業）とされている企業の所有・支配類型を再構成したものである。
2. 「所有・支配類型」欄の「分散所有」は100%分散を、また「(分散所有)」は外国政府等の受益的参加分を含むものである。
3. 「基本金」と「株主数」の欄と「備考」欄の内容とは集計時点が若干異なるためかならずしも対応関係にはない。
4. Monopolkommission, Hauptgutachten 1982/1983, Baden-Baden, 1984, S. 106 ff. の付表および Commerzbank, Wer gehört zu wem, 14. und erweiterte Auflage (1982) の各会社の項より作成。